

記

1. 施行日：令和2年7月1日
2. 経過措置：
 - (1) 新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和2年9月30日までは、法第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。
 - (2) 新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和2年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(参考)

別紙

新たに劇物に指定される農薬の販売者及び使用者に求められる対応

1. 流通在庫及び農家等が保有する在庫については、政令施行後、直ちに施錠のできる保管庫に移し、盗難・漏洩・紛失を防ぐこと。また、直ちに貯蔵・陳列場所には「医薬用外劇物」の表示を行うこと。
2. 農家又は販売者が保有する当該剤の在庫品には令和2年9月30日までに容器、被包への「医薬用外劇物」の表示を付すこと。

なお、上記の対応は、従前から当該農薬を販売又は使用していた者について、それらが毒劇物に指定されることによって等しく求められる代表的な義務のみを抜粋したものであり、毒劇物の取扱者の責務全般については、厚生労働省のホームページ等を参照願います。